



+
+
+
+
+

令和7年度市・県民税の申告のお知らせ
ー当日は、この通知をご持参くださいー
※日時を変更された方も、ご持参ください。

混雑緩和のため、早目のご来場はお控えください。
笠間市役所 税務課 市民法人税グループ

〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号
TEL 0296-77-1101
0299-37-6611（岩間地域）

ご案内は内側にあります。
番号順に、①オモテ、②ウラ、それぞれ矢印方向に、
ゆっくりと開いてご覧ください。
①
なお、雨などに濡れた場合は、乾かしてから開いていただく。

オモテ
①

令和7年度 市・県民税の申告について

この通知は、原則、昨年度笠間市で申告された方にお送りしています。今年度も申告の義務があると見込まれる方については、申告受付日時を下記のとおり指定します。

下記に指定日時のない方（*****と記載）で、控除等の申告を行う方は、右記を参考にご予約をお願いします。

あなた様の申告受付日時は――

指定された日時で都合の悪い方は、右記〈予約・変更の手続き〉を参照の上、変更の手続きをお願いします。

裏面の記載事項を確認の上、ご来場ください。

申告受付票 ※予約した方は下記の欄に日時と予約番号をお控えください。

予約(変更)日時				予約番号	
月	日	時	分		
※市記載処理不欄要	<申告内容>			申告不要	データ削除
	確申（データ）・ 確申（添付）				
	住申 ・ 住申（土地建物譲渡あり）				
	訂正 ・ その他〔 〕			申告なし	申告保留

◆ 日時指定・予約制度について ◆

笠間市役所での申告は、昨年度の申告実績による**日時指定制**、及び専用ホームページと専用ダイヤルにて希望日時をお受けする**事前予約制**となっています。

予約日時の指定のある方	指定された受付時間内に受付をお済ませください。
予約日時が指定されていない方（はがきに*****と記載がある方）	申告をする必要があるかどうかご判断いただき、申告される方は、下記予約専用ホームページ等から予約してください。
予約日時を新規で取りたい方又は変更したい方	下記予約専用ホームページ等から予約してください。
指定日時をキャンセルしたい方	キャンセルのご連絡は不要です。

〈予約・変更の手続き〉

希望する日時の受付開始1時間前までに手続きをお願いします。電話予約は混雑しやすいため、簡単便利な予約専用ホームページ（スマホも可）をご利用ください。ご家族の方が代理で予約することもできます。

《受付期間》**令和7年2月10日（月）～3月17日（月）**

予約は2週間先の日まで可能です。

2月10日（月）時点では2月21日（金）まで可

※3月2日（日）の予約に限り2月10日（月）から可

●予約専用ホームページ【推奨】（代理人による予約可）

……期間中は24時間受付（2月10日（月）は9：00～）

URL：https://city-kasama.revn.jp/

（右下・枠内のQRコードから直接アクセスできます）

●予約専用ダイヤル

……平日9:00～17:00（なお、3/2の日曜日は受付します。）

TEL 050-5830-5700

※初日は電話が混雑しやすいため、恐れ入りますが日をあけてご連絡ください。

●予約専用ホームページはこちら↓



※詳細は広報かさま1月号「申告パンフレット」をご参照ください。

◇ 申告のご案内 ◇

申告会場：市役所本所 教育棟 2階

申告期間：令和7年2月17日（月）～3月17日（月）

※土・日・祝日は除きます。

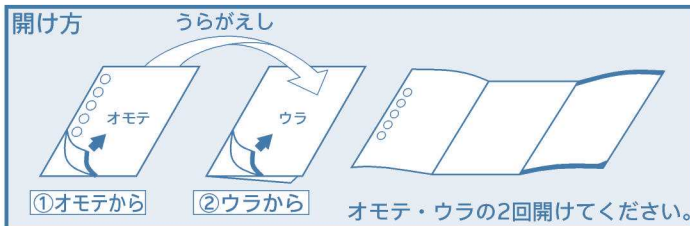
今年の日曜申告は、3月2日（日）のみ開場します。

申告時間：午前9時～午後5時

受付内容：住民税申告、一般的な所得税申告

《笠間市申告会場では、次の内容の申告は受けられません》

- 株式などの譲渡所得 ○株式などの配当所得（分離課税）
- 外国税額控除の適用を受ける申告
- 住宅ローン控除（初年）
- 準確定申告（亡くなった方の申告）
- 交換・買換の特例適用を受ける、土地・建物の譲渡所得
- 先物取引 ○山林所得 ○雑損控除
- 住宅耐震改修特別控除および住宅特定改修特別控除（省エネ改修工事、バリアフリー改修工事など）の適用を受ける申告
- 青色申告 ○他の税務署管轄のもの
- 令和5年分以前の確定申告、修正申告および更正の請求
- 国外に居住している親族を扶養親族とする申告
- 相続等により生命保険等の年金を受給される方
- 確定申告書控えに税務署受付印が欲しい方
- 相続税 ○贈与税 ○消費税



この部分から矢印方向にゆっくりと開いて中面をご覧ください。

◎申告に必要なもの

1 この通知はがき、本人確認書類、口座のわかるもの、「利用者識別番号」のわかるもの（取得済の場合）、税務署から届いた通知等

- ※ 本人確認書類＝番号確認書類（マイナンバーがわかるもの）＋身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ※ 配偶者（特別）控除・扶養控除・専従者控除を受ける場合には、その対象の方のマイナンバーがわかるもの（写し可）。
- ※ 必要書類が不足している場合、当日には申告をお受けできない場合があります。

2 所得の種類に応じて下記の必要な書類

主な所得の種類	主な必要書類
給与・年金所得	源泉徴収票（令和6年中に受給したものすべて）
営業・農業・不動産所得	収支内訳書または下書きをしたもの（事前に作成して持参してください）、領収書（減価償却資産に係るもの等）等 固定資産税納税通知書（事業用固定資産がある場合）
土地・建物等の譲渡所得	購入先・金額・購入年月日、譲渡先・金額、売却資産の所在地・用途・面積・売却契約・引渡年月日、譲渡費用がわかるもの
一時所得 雑（その他）所得	生命保険会社が発行する支払調書等（払込金額がわかるもの）、収入と必要経費のわかる書類
退職所得	退職所得の源泉徴収票
配当所得（総合課税）	年間取引報告書（譲渡損失を含まないもの）、配当金計算書（複数枚ある時は、「所得の内訳書（住民税額も記載したもの）」を事前に作成して持参してください。） ※外国税額控除の適用を希望される申告は受けられません。

3 控除の内容に応じて下記の必要な書類

主な控除の種類	主な必要書類
社会保険料控除	社会保険料の領収書、社会保険料控除証明書
生命・地震保険料控除	保険料控除証明書
配偶者（特別）控除・扶養控除	マイナンバーのわかるもの（写し可） ※ 配偶者特別控除の場合は、併せて、配偶者の源泉徴収票等、配偶者の所得がわかるもの
寄附金控除	寄附金控除証明書 ※ ふるさと納税のワンストップ特例を申請された方でも必ず全て持参
障害者控除	障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定証
医療費控除	医療費控除の明細書、医療費通知（原本） ※ 明細書は、事前に作成して持参してください。作成できていない場合には、作成後に相談を受け付けます。
住宅ローン控除（2年目以降）	年末残高証明書、住宅借入金等特別控除申告書（初年度申告後に税務署から送付されたもの）

確定申告はスマホからできます！

スマホやパソコンで「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成し、マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出♪

確定申告書等作成コーナーを利用すると…自動計算で確定申告書を作成！

マイナンバーカードを利用すると…マイナポータル連携で自動入力！

＜e-Tax5つのメリット＞

- ・税務署への持参不要！・印刷・郵送料不要！
- ・添付資料提出不要！※一部書類は除く
- ・確定申告期間24時間利用可能！
- ・早期還付！

作成コーナー

検索

